

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 7 の第15号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 土地賃貸に関する事務

所 管 所 属：計画調整局

通 知 日：令和 7 年 6 月 26 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	貸付料の見直しに係る意思決定について改善を求めたもの 算定基準第 1 の 2 継続貸付料では、「経済事情の変動等を考慮して、現行貸付料の検証を少なくとも 3 年毎に行うこととする。」と定めている。 計画調整局では、株式会社湊町開発センターに貸付を行っている契約 6 件について、3 年毎の貸付料の検証は行い、価格改定の必要がないことを確認しているものの、その検証結果について決裁等による意思決定が行われていなかった。 【指摘事項】 計画調整局は、現行貸付料について、価格改定が必要でない場合においても決裁等による意思決定を行い、その証跡を残す必要があることを関係職員に周知されたい。	・現行貸付料について、3 年毎に検証を行った結果、貸付料の改定が必要でない場合においても決裁等による意思決定を行い、その証跡を残す必要があることを関係職員に周知したうえで、供覧として記録に残した。（令和 7 年 3 月 12 日実施済） ・また再発を防止するため、賃料の歳入調定決議の起案は前年度の決裁を流用することも踏まえ、今後賃料の歳入調定決議を起案する際には、前回賃料改定の必要性を検証した際の検証資料（次回の賃料改定検証の時期及び賃料改定の要否にかかわらず、検証結果を決裁で確認することが必要である旨も記入したもの）を添付することにより、計理担当も含めた局全体で次回検証時期の確認を行う仕組みとした。	措置済	令和 7 年 5 月 23 日